

## 令和2年度財政援助団体等監査報告

### 1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかについて監査した。

### 2 監査の対象団体

社会福祉法人ハートフルケアたてしな(損失補償団体)

### 3 損失補償限度額(令和2年度末)

元金1,614,207千円及び利息(遅延利息を含む)に相当する額

### 4 監査の実施日

令和3年7月16日から令和3年7月21日まで

### 5 監査の方法

あらかじめ所管課に提出を求めた資料に基づき、次の点について、関係職員から説明を聴取するとともに、関係書類の監査を実施した。

#### (1) 所管課関係

・社会福祉法人ハートフルケアたてしな事業推進協議会の会議資料等。

#### (2) 団体関係

- ・決算諸表等(法令等に準拠したもの)。
- ・事業実績、収支状況等(決算諸表等に表示されたもの等)。
- ・情報開示・公表の状況(社会福祉法等に基づくもの)。

### 6 監査の結果

決算諸表等については、適正であると認められた。また、情報開示・公表についても適正であると認められた。

### 7 意見

所管課は、町の将来的な財政負担が生じないよう、損失補償団体の事業内容等の把握に努められたい。また、必要に応じて、公表等に取り組みたい。

3立監第 3 号  
令和3年8月25日

立科町長 両角 正芳 様

立科町代表監査委員 関 淳

立科町監査委員 森本 信明

令和2年度財政援助団体等監査報告の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかについて監査したので、別紙のとおり、監査報告を提出する。